

令和2年度の民事部の体制のお知らせ

東京地方裁判所民事部

令和2年4月1日から

民事第16部と第17部が統合され、民事第16部になります
民事第31部と第41部が統合され、民事第31部になります
民事第37部と第39部が統合され、民事第37部になります
民事第44部と第45部が統合され、民事第44部になります

- ◆ 現在各部に係属している事件は、統合先の部がそれぞれ担当します。
- ◆ 電話番号・FAX番号は変わりません。
- ◆ 係名の変更があります。変更後の係名は追ってお知らせします。

6月1日から執務室の移転を予定していましたが、この度の緊急事態宣言等を踏まえ、延期することとしました。新たな移転の日は、決まり次第、お知らせします。

令和2年6月1日から（当面延期）

民事第31部、第37部、第44部は3階に移転します

民事第29部、第40部、第46部、第47部は

- ◆ 民事第16部は移転せず、12階で執務を行います。
- ◆ 電話番号・FAX番号は変わりません。
- ◆ 詳しい場所は裏面を御覧ください。

御不明な点があれば民事訟廷庶務第一係

(03-3581-6049) にお問い合わせください。